

社長のための勉強

令和3年3月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税における「総額表示義務」

2021年4月1日から、消費者に商品やサービスの提供を行う事業者は、値札やチラシなどに価格を表示する際、消費税を含めた価格を表示することが義務付けられます。

ダメな例 → 2,980 円+税

良い例 → 3,278 円(税込)

対象となる表示媒体は以下の通りです。

- 値札、商品陳列、店内表示、商品カタログ等への価格表示
- 商品パッケージなどへの印字
- 新聞折り込み広告、チラシ
- ネットを利用した広告
- メニュー、ポスター、看板など

今回の義務化はあくまで個人の消費者に対するものですので、会社間の取引には影響はありません。消費税を含む総額をお客さんにわかりやすく表示しなければいけない。という事です。

現時点においては違反した場合の罰則は定められていませんが、国が定めた義務ですので早めに対応しておくのが良いですね。

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください

社長のための勉強

令和3年3月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税における「総額表示義務」

2021年4月1日から、消費者に商品やサービスの提供を行う事業者は、値札やチラシなどに価格を表示する際、消費税を含めた価格を表示することが義務付けられます。

ダメな例 → 2,980 円+税

良い例 → 3,278 円(税込)

対象となる表示媒体は以下の通りです。

- 値札、商品陳列、店内表示、商品カタログ等への価格表示
- 商品パッケージなどへの印字
- 新聞折り込み広告、チラシ
- ネットを利用した広告
- メニュー、ポスター、看板など

今回の義務化はあくまで個人の消費者に対するものですので、会社間の取引には影響はありません。消費税を含む総額をお客さんにわかりやすく表示しなければいけない。という事です。

現時点においては違反した場合の罰則は定められていませんが、国が定めた義務ですので早めに対応しておくのが良いですね。

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください

社長のための勉強

令和3年3月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税における「総額表示義務」

2021年4月1日から、消費者に商品やサービスの提供を行う事業者は、値札やチラシなどに価格を表示する際、消費税を含めた価格を表示することが義務付けられます。

ダメな例 → 2,980 円+税

良い例 → 3,278 円(税込)

対象となる表示媒体は以下の通りです。

- 値札、商品陳列、店内表示、商品カタログ等への価格表示
- 商品パッケージなどへの印字
- 新聞折り込み広告、チラシ
- ネットを利用した広告
- メニュー、ポスター、看板など

今回の義務化はあくまで個人の消費者に対するものですので、会社間の取引には影響はありません。消費税を含む総額をお客さんにわかりやすく表示しなければいけない。という事です。

現時点においては違反した場合の罰則は定められていませんが、国が定めた義務ですので早めに対応しておくのが良いですね。

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください

社長のための勉強

令和3年3月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税における「総額表示義務」

2021年4月1日から、消費者に商品やサービスの提供を行う事業者は、値札やチラシなどに価格を表示する際、消費税を含めた価格を表示することが義務付けられます。

ダメな例 → 2,980 円+税

良い例 → 3,278 円(税込)

対象となる表示媒体は以下の通りです。

- 値札、商品陳列、店内表示、商品カタログ等への価格表示
- 商品パッケージなどへの印字
- 新聞折り込み広告、チラシ
- ネットを利用した広告
- メニュー、ポスター、看板など

今回の義務化はあくまで個人の消費者に対するものですので、会社間の取引には影響はありません。消費税を含む総額をお客さんにわかりやすく表示しなければいけない。という事です。

現時点においては違反した場合の罰則は定められていませんが、国が定めた義務ですので早めに対応しておくのが良いですね。

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください

社長のための勉強

令和3年3月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税における「総額表示義務」

2021年4月1日から、消費者に商品やサービスの提供を行う事業者は、値札やチラシなどに価格を表示する際、消費税を含めた価格を表示することが義務付けられます。

ダメな例 → 2,980 円+税

良い例 → 3,278 円(税込)

対象となる表示媒体は以下の通りです。

- 値札、商品陳列、店内表示、商品カタログ等への価格表示
- 商品パッケージなどへの印字
- 新聞折り込み広告、チラシ
- ネットを利用した広告
- メニュー、ポスター、看板など

今回の義務化はあくまで個人の消費者に対するものですので、会社間の取引には影響はありません。消費税を含む総額をお客さんにわかりやすく表示しなければいけない。という事です。

現時点においては違反した場合の罰則は定められていませんが、国が定めた義務ですので早めに対応しておくのが良いですね。

社長のための勉強

令和3年3月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税における「総額表示義務」

2021年4月1日から、消費者に商品やサービスの提供を行う事業者は、値札やチラシなどに価格を表示する際、消費税を含めた価格を表示することが義務付けられます。

ダメな例 → 2,980 円+税

良い例 → 3,278 円(税込)

対象となる表示媒体は以下の通りです。

- 値札、商品陳列、店内表示、商品カタログ等への価格表示
- 商品パッケージなどへの印字
- 新聞折り込み広告、チラシ
- ネットを利用した広告
- メニュー、ポスター、看板など

今回の義務化はあくまで個人の消費者に対するものですので、会社間の取引には影響はありません。消費税を含む総額をお客さんにわかりやすく表示しなければいけない。という事です。

現時点においては違反した場合の罰則は定められていませんが、国が定めた義務ですので早めに対応しておくのが良いですね。

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください

社長のための勉強

令和3年3月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税における「総額表示義務」

2021年4月1日から、消費者に商品やサービスの提供を行う事業者は、値札やチラシなどに価格を表示する際、消費税を含めた価格を表示することが義務付けられます。

ダメな例 → 2,980 円+税

良い例 → 3,278 円(税込)

対象となる表示媒体は以下の通りです。

- 値札、商品陳列、店内表示、商品カタログ等への価格表示
- 商品パッケージなどへの印字
- 新聞折り込み広告、チラシ
- ネットを利用した広告
- メニュー、ポスター、看板など

今回の義務化はあくまで個人の消費者に対するものですので、会社間の取引には影響はありません。消費税を含む総額をお客さんにわかりやすく表示しなければいけない。という事です。

現時点においては違反した場合の罰則は定められていませんが、国が定めた義務ですので早めに対応しておくのが良いですね。

社長のための勉強

令和3年3月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税における「総額表示義務」

2021年4月1日から、消費者に商品やサービスの提供を行う事業者は、値札やチラシなどに価格を表示する際、消費税を含めた価格を表示することが義務付けられます。

ダメな例 → 2,980 円+税

良い例 → 3,278 円(税込)

対象となる表示媒体は以下の通りです。

- 値札、商品陳列、店内表示、商品カタログ等への価格表示
- 商品パッケージなどへの印字
- 新聞折り込み広告、チラシ
- ネットを利用した広告
- メニュー、ポスター、看板など

今回の義務化はあくまで個人の消費者に対するものですので、会社間の取引には影響はありません。消費税を含む総額をお客さんにわかりやすく表示しなければいけない。という事です。

現時点においては違反した場合の罰則は定められていませんが、国が定めた義務ですので早めに対応しておくのが良いですね。

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください

社長のための勉強

令和3年3月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税における「総額表示義務」

2021年4月1日から、消費者に商品やサービスの提供を行う事業者は、値札やチラシなどに価格を表示する際、消費税を含めた価格を表示することが義務付けられます。

ダメな例 → 2,980 円+税

良い例 → 3,278 円(税込)

対象となる表示媒体は以下の通りです。

- 値札、商品陳列、店内表示、商品カタログ等への価格表示
- 商品パッケージなどへの印字
- 新聞折り込み広告、チラシ
- ネットを利用した広告
- メニュー、ポスター、看板など

今回の義務化はあくまで個人の消費者に対するものですので、会社間の取引には影響はありません。消費税を含む総額をお客さんにわかりやすく表示しなければいけない。という事です。

現時点においては違反した場合の罰則は定められていませんが、国が定めた義務ですので早めに対応しておくのが良いですね。

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください

社長のための勉強

令和3年3月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税における「総額表示義務」

2021年4月1日から、消費者に商品やサービスの提供を行う事業者は、値札やチラシなどに価格を表示する際、消費税を含めた価格を表示することが義務付けられます。

ダメな例 → 2,980 円+税

良い例 → 3,278 円(税込)

対象となる表示媒体は以下の通りです。

- 値札、商品陳列、店内表示、商品カタログ等への価格表示
- 商品パッケージなどへの印字
- 新聞折り込み広告、チラシ
- ネットを利用した広告
- メニュー、ポスター、看板など

今回の義務化はあくまで個人の消費者に対するものですので、会社間の取引には影響はありません。消費税を含む総額をお客さんにわかりやすく表示しなければいけない。という事です。

現時点においては違反した場合の罰則は定められていませんが、国が定めた義務ですので早めに対応しておくのが良いですね。

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方のご連絡ください

社長のための勉強

令和3年3月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税における「総額表示義務」

2021年4月1日から、消費者に商品やサービスの提供を行う事業者は、値札やチラシなどに価格を表示する際、消費税を含めた価格を表示することが義務付けられます。

ダメな例 → 2,980 円+税

良い例 → 3,278 円(税込)

対象となる表示媒体は以下の通りです。

- 値札、商品陳列、店内表示、商品カタログ等への価格表示
- 商品パッケージなどへの印字
- 新聞折り込み広告、チラシ
- ネットを利用した広告
- メニュー、ポスター、看板など

今回の義務化はあくまで個人の消費者に対するものですので、会社間の取引には影響はありません。消費税を含む総額をお客さんにわかりやすく表示しなければいけない。という事です。

現時点においては違反した場合の罰則は定められていませんが、国が定めた義務ですので早めに対応しておくのが良いですね。

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください